

**平成20年度第3回京田辺市障害者基本計画及び障害福祉計画  
策定委員会－会議概要**

**1 日 時**

平成21年2月23日（月） 午後2時から午後3時30分

**2 場 所**

市立社会福祉センター 第1研修室

**3 出席委員**

岡本委員長、小森副委員長、河本委員、村上委員、藤澤委員、玉嶋委員、  
小田委員、西村委員、林委員、吉崎委員、北川委員、山田委員、木下委員  
計 13名（順不同、敬称略）

**4 内 容**

- (1) アンケート調査結果について
- (2) 第2期京田辺市障害福祉計画素案について

【委員長】：事務局よりアンケート調査結果について報告をお願いします。

【事務局】：(1)について報告

【委員長】：アンケート調査結果の報告について、何かご質問ご意見はございませんか。

【委 員】：身体障害者手帳と療育手帳の両方を持っている人はいますか。

【事務局】：重複して持っておられるケースはございます。ただし今回の調査ではどちらかの手帳で、ということで調査票の配付をしていますので、重複している方に両方の調査票を配付しているということはありません。

【委員】：P39の外出のときに困ったり、外出をとりやめるのはどんなときですかという設問に、多くの知的の方が「介助者がいないと外出できない」と回答されています。ここでの介助者は保護者ということになると思いますが、今後保護者の方が高齢にならしていくなかで、何らかの方策が必要ではないかと思います。

P42の住みなれたまちで、よりよく暮らすためには、どのようなことが必要だと考えますかという設問では、これは保護者の方が書かれていると思いますが、多くの知的の方が「グループホームなどの住む場所を増やす」と回答しています。今はご自宅で暮らしている方がほとんどという状況で、親御さんとしては、自分が年老いたときに子どもがどうなるのだろうかと非常に心配されています。本当にグループホームに入所できるか、また施設が整備されていくかとも心配されていますので、これも福祉的な課題であると思います。

【委員長】：他にありませんか。

【委員】：ボランティア協会の組織を運営していますが、ガイドヘルパーに関する需要が非常に高くなっています。市民のボランタリー活動があれば教えてください。

【事務局】：ボランティアの組織としては社会福祉協議会にボランティア団体がございまして、そこでガイドヘルパー等を活用いただいております。

【委員】：（地域生活支援事業における）ガイドヘルプの利用料が、地域により格差があります。京田辺市では50時間まで無料ですが、城陽市ではすべて無料です。

【委員】：P2の調査の概要で無作為抽出とありますが実際に手帳を持っておられる方は何人ほどですか。

【事務局】：手帳所持者につきましては、資料1障害福祉計画素案のP7以降に身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者の数を記載させていただいております。このなかから抽出を行っております。

【委 員】：このアンケート結果からは数字はわかりますがニーズを読み込むまでにはいたっていませんね。

【委員長】：今日は単純集計が主でニーズに対応する供給側の施策に関しては次の計画策定のところでご論議いただくほうがいいと思います。調査そのものの複雑な集計はまだ終わっていませんので、その結果が出るとニーズが見えてくると思います。それでは次の第2期京田辺市障害福祉計画素案について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】：（2）について説明

【委員長】：ご質問ご意見を拝聴したいと思います。

【委 員】：P30に市役所の雇用状況が載っていますが療育手帳を持っている人の雇用はされていますか。

【事務局】：療育手帳を所持している方の雇用は行っておりません。基本的に身体の方だけです。

【委 員】：P37の中活動系サービスの特に就労支援の21年度の見込み量が20年度の実績と比較すると極端に乖離しているのはなぜですか。

【事務局】：20年度の実績をP18に記載させていただいております。本来就労移行支援事業は利用できる期間が決まったサービスでありまして基本的には2年間だけの利用期間となっています。この就労移行支援で19年度の計画値279、20年度の計画値121と減っていますが実際の数字ではほとんど減っておらず実績値では19年度は248、20年度で227です。本来ならここで多くの人が就労移行支援から就労継続支援B型に移っていただく予定でございました。ただ、就労移行支援サービス利用においてこれは緊急的な措置ですが、2年間の後必要に応じて1年間だけ延長できる制度がありまして本来は19年度で就労移行支援サービス利用が終わり就労継続支援B型に移っていくはずの方が引き続いて20年度も就労移行支援を利用して就労継続支援B型の利用実績がそれほど増えなかったということがございます。また、自立支援法におきまして旧体系

施設の移行が当初の計画よりも非常に遅れています。ただし、実際には23年度までには移行していかなければならぬので21～23年度までにはほぼすべての施設がP37に記載しております数値で新体系事業に移行するという見込みです。実績とは違っていますが、見込み量としてはこのような書き方をさせてもらっています。

【委員長】：他にありませんか。

【委員】：実際に各事業の見込み量を達成するために、具体的にどのようなことをしてこられましたか。

【事務局】：障害福祉サービスの利用実績ということでP17以降に現状として第1期計画期間の提供状況を記載しております。このなかで達成率等についても記載させていただいているが、そのために具体的にどういうことをしてきたのかを詳しく書いている事業もあれば書いていない事業もあります。基本的には提供状況等に向けて広報等を市町村だけではなく国や都道府県でも行ってきたという状況です。

【委員】：第4章の訪問系サービスのところですが居宅介護や重度訪問介護を行うヘルパーさんの確保は可能ですか。

【事務局】：今のところはヘルパーさんが足りないためにサービスを利用できないという話は聞いておりません。

【委員】：私どもの事業所でヘルパーさんを20人募集しましたが応募はありませんでした。担い手の確保が深刻な状況です。

【委員】：支援センターから来ています。現在ヘルパーさんが足りているとは全く思えません。枚方市などから応援があるようですがやはり京田辺市内でヘルパーさんの確保が必要だと思っています。昔は重度の身体の方が独立して暮らしていることは少なかったのですが、最近は地域でひとり暮らしをしている方が多い状況でしかもサポートがなくなりつつあるということで、住みなれたところで暮らし続けるためにはヘルパーさんなり福祉の担い手を増やして

いく努力をしていかなければならないと思います。

【委員】：重度の方が地域で暮らすようになってきているため医療的行為がどうしても関わってきます。ですから訪問看護のホームヘルパーの事業所と連携していかなければなりませんが、ヘルパーさんにそういう方面の勉強をしてもらわなければ重度の方が地域で住めなくなってしまいます。やはり担い手の確保を前提にしなければ地域移行ができなくなり施設に逆戻りになってしまいます。それではノーマライゼーションの考え方とは逆行してしまうので早めに改善していく方策をとらなければいけないと考えています。

【委員長】：P34に地域生活への移行のことが書かれていますが様々な専門職の方がチームを組んで総合的な支援を行わないと地域生活への移行は難しいと思います。

【委員】：ヘルパーさんの仕事は朝や夜に集中し昼間は仕事がありません。ヘルパーさんの働き方も考えなければ、雇用する側も雇うことが難しくなると思います。

【委員】：現在うつ100万人時代と言われており、京田辺市でも患者が増加していると思います。ただ臨床心理士のいる病院で受診するにはかなりの額が必要で、生活保護や年金受給者にとっては受診することが難しい状況です。ですから診療所や精神病院以外の今ある社会資源で受けとめることはできないだろうかと思っています。たとえば3障害の福祉施設でうつ患者を受け入れる場を開設するなどを行い、支えていける可能性はあると思います。今の空間やメニューに何をプラスするかという考え方もあると思います。

【委員長】：京都府では障害に対してノーマライゼーションの理念は踏まえながらもユニバーサルデザインの方向に向かって総合検討中です。トップダウンで従うものではありませんし京田辺市は京田辺市として主体性を持てばいいのですが、そういう話も進んでいます。年度内にその方向性が打ち出されてくるので、間に合えば考え方を組み込むことができればいいと思います。また就労支援ですが既存の職場や職種に障害の方が関わる機会や場を用意することも必要ですが、新職種の開発にエネルギーを注いではどうかと思い

ます。それが雇用の機会の拡大にもつながると思います。

**【委 員】**：我々の作業所はホームページの仕事を受けているのですが、決定ではありませんがソフトを導入するという話があるようで、我々に仕事が来なくなる可能性があります。経費削減かもしれませんのがせっかく障害者の就労について国や市町村をあげてがんばろうとしているときなので、できればそういう形での削減ではなく、違う経費を削減して継続してほしいと思います。また23年度までに新体系施設に移行するという話ですが、本当に移行しなければならないのですか。各市町村で作業所を残していくという試みはありませんか。

**【委 員】**：京田辺市で7～8割の障害者を雇用する前提で個人の会社が立ちあがりました。その会社を市が金銭的にも制度的にも支援すれば福祉のなかで何かが生まれるのではないかと思います。また大阪の西成区が実施しておられることで精神の方が区役所の嘱託職員として採用され固定給で雇用されています。他でも公的なところで嘱託職員の道は拓けないものかと考えています。

**【委員長】**：旧態依然の発想ではだめだということですね。地域福祉についてもこれまでの一辺倒の在り方が変化をしていくことは間違いないと思います。

**【委 員】**：P 7 の円グラフからもわかるように、高齢の障害者が増加傾向にあります。ですから申請から認定を受けるまでの期間を短くしていただきたいと思います。

**【委員長】**：この計画書は今年度中にまとめて議会に報告するわけですね。アンケート調査結果にしても実態が浮き彫りになるような報告書にしていかなければならぬと思います。そのことも含めて今後のスケジュールを教えてください。

**【事務局】**：今後の予定ですが、今週末からパブリックコメントの実施を計画しています。実施期間としましては概ね2週間程度と考えております。パブリックコメントの終了後、提出されたご意見をもとに最終案を策定したいと考えております。また最終案につきまして

は再度策定委員会におきましてご確認をいただき第2期京田辺市障害福祉計画にしたいと考えております。次の第4回策定委員会の開催を3月末くらいに考えておりまして、その段階で議会への報告および市民の方への配布手続きをとりたいと考えています。

【委員長】：議会で承認を受けて正式な報告書になるのだろうと思いますが、この計画書の概要版を市民の方に配布する予定はありませんか。

【事務局】：先だって2月のはじめに議会の協議会で一度説明をさせていただいております。そのなかで様々なご意見をいただき、それを集約してこの計画書に組み込ませていただいておりますので 議会での承認という形はとらなくてもいいと思います。

【委員長】：結果を報告すればいいということですか。

【事務局】：最終的に成果物をお渡しするだけになります。

【委員長】：概要版を配布して市民の方に理解していただくという考えはありませんか。

【事務局】：概要版につきましてはかなりの部数をつくる予定ですが全戸配布は考えておりません。もちろん広報はいたします。

【委員長】：市民の方に気軽に手にとってもらえるような概要版をつくる必要もあると思います。そしてその概要版をつくる作業を障害者の方が就労しているところに委託すれば活性化するのではないかとも思います。

【委 員】：アンケート調査結果で「特にない」という回答が多く見受けられます。等級の高い方が対象になっているようですが、これをどのように解釈すればいいですか。

【事務局】：回答された方が保護者の方ではないかとの憶測が立てられます。実態調査であればそこからさらに踏み込むことができます。

【委 員】：このアンケートの有効回収率55.7%は低いと思われませんか。

【委員長】：郵送法であれば平均回収率は40%台ですので今回は高いほうだと思います。

【委 員】：しかし半数近くの方が回答されていないわけですよね。

【委員長】：そこがアンケート調査の限界だと思います。

【委 員】：回答されていない方のなかに深刻な問題があるよう思います。

【委員長】：貴重なご意見を賜りましてありがとうございました。  
それでは次回の大体の予定をお願いします。

【事務局】：次回策定委員会は3月23日の週で調整を図っていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。先ほど来の貴重なご意見のなかには、来年度策定いたします市の障害者基本計画のなかに組み込ませていただきたいものもございました。ですからこの障害福祉計画につきましては、あくまでも必要なサービス量の確保やサービスの見込み量といった数値的なことを中心に素案を策定させていただいておりますので、今日のご意見がそのまま今回の障害福祉計画に反映できるかは事務局で十分検討させていただきたいと思います。

【委員長】：事情はわかりますがせっかくのご意見ですので、可能な限り反映できるようにお願いします。

【事務局】：次回策定委員会までの1ヶ月間で十分検討させていただきたいと思っております。

【委員長】：長時間にわたりまして貴重なご意見をありがとうございました。  
これにて閉会とさせていただきます。